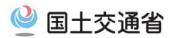
# 河川法第4条第1項の一級河川の指定について

# 河川管理の体系:水系一貫主義



旧河川法(明治29年公布)においては、河川管理を行政区域を単位として都道府県知事が行う区間主義に よっていたが、社会経済の発展に伴い治水、利水とも広域的な観点で総合的・統一的に管理する必要性が高 まったことから、昭和39年、新河川法が制定され、水系一貫主義の管理制度に改められた。

新河川法においては、河川の重要度に応じて、国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として政令指定 された水系(一級水系)に係る河川で国土交通大臣が指定する一級河川、一級水系以外に係る河川で都道府 県知事が指定する二級河川、これらの河川以外で市町村長が指定する準用河川に区分されている。

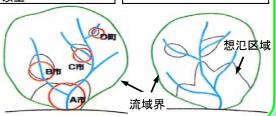
#### 一級水系の基準(河川法施行規則第1条の2)

流域面積概ね1000km以上の水系

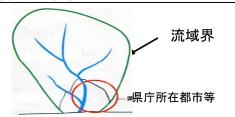
流域面積概ね500km以上又は急流河 川等特に高度な管理が必要な水系で以 下に該当するもの

想定氾濫区域内の 人口が概ね10万人

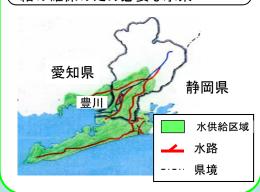
想定氾濫区域内の 面積が概ね100km 以上



県庁所在都市等が想定氾濫区域内に 存在する水系



広域的用水対策又は国家的に重要 な事業が行われる地域への用水供 給の確保のため必要な水系

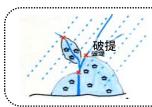


国際的又は全国的に価値の高い貴重 な自然環境等や大都市圏における健 全な生活環境を確保するため、整備・ 保全が特に必要な河川環境を有する 水系

2以上の都府県にわたる水系で、都府 県間の治水・利水・河川環境上の利害 を調整する必要のある水系

他の都道府県の区域に対する相当量の水又 は電力の供給を確保するために必要な水系

洪水等の激甚な災害、渇水の頻発、河 川環境上の問題等が生じている水系 で、国の技術力又は財政力により対策 を講じる必要のある水系



洪水による激甚な 災害が発生。 国による抜本的な

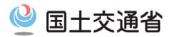
洪水対策が必要

一級水系に指定 🔲





国による抜本的な 洪水対策を実施



#### 一級河川

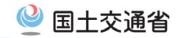
河川法第4条第1項の規定により、<u>国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定</u>したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの。

#### (一級河川)

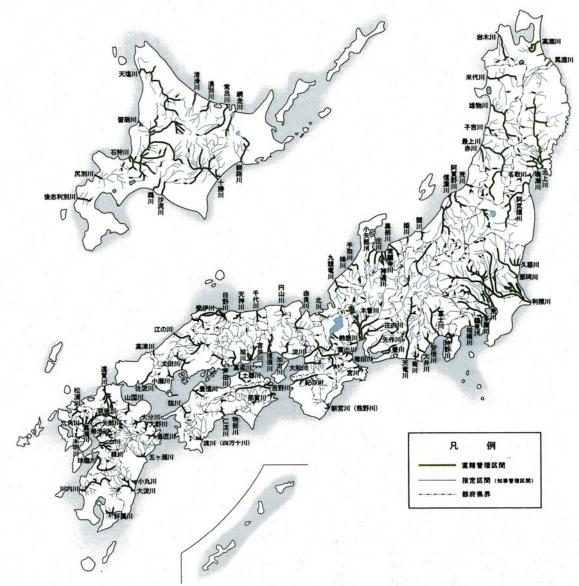
第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により<u>河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協</u>議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により<u>関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経な</u>ければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

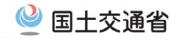
# 一級水系一覧



# 109水系が既に政令指定されている。



水系 番号	水 系 名	水系 番号	水系名	水系 番号	水系名
1	天塩川 水系	37	姫 川水系	73	江の川水系
2	渚滑川 水系	38	黒部川水系	74	高津川水系
3	湧別川 水系	39	常願寺川 水 系	75	吉井川水系
4	常呂川水系	40	神通川水系	76	旭 川水系
5	網走川水系	41	庄 川水系	77	高梁川水系
6	留萌川水系	42	小矢部川 水 系	78	芦田川水系
7	石狩川 水系	43	手取川水系	79	太田川水系
8	<b>尻別川 水系</b>	44	梯 川水系	80	小瀬川水系
9	後志利別川 水 系	45	狩野川水系	81	佐波川水系
10	鵡 川 水系	46	富士川水系	82	吉野川水系
11	沙流川水系	47	安倍川水系	83	那賀川水系
12	釧路川水系	48	大井川水系	84	土器川水系
13	十勝川水系	49	菊 川水系	85	重信川水系
14	岩木川水系	50	天竜川水系	86	
15	高瀬川水系	51	豊川水系	87	物部川水系
16	馬淵川水系	52	矢 作 川 水 系	88	仁淀川水系
17	北上川水系	53	庄内川水系	89	渡   川 水 系
18	鳴瀬川水系	54	木曾川水系	90	遠賀川水系
19	名取川 水系	55	鈴鹿川水系	91	山国川水系
20	阿武隈川 水 系	56	雲出川水系	92	筑後川水系
21	米代川 水系	57	櫛田川水系	93	矢部川水系
22	雄物川水系	58	宮川水系	94	松浦川水系
23	子吉川水系	59	由良川水系	95	六角川水系
24	最上川 水系	60	淀 川水系	96	嘉瀬川水系
25	赤 川 水系	61	大和川水系	97	本明川水系
26	久慈川 水系	62	円山川水系	98	菊池川水系
27	那珂川 水系	63	加古川水系	99	白 川水系
28	利根川水系	64	揖保川水系	100	緑 川水系
20	_	01	14 体 // / / / /	100	10K 711 71K 71K
29		65	紀の川水系	101	球磨川水系
29	荒川水系 場 玉 県	69	北の川水糸	101	球磨川 小糸
			St		
30	多摩川水系	66	新宮川水系	102	大分川水系
31	鶴見川水系	67	九頭竜川 水 系	103	大野川水系
32	相模川水系	68	北 川水系	104	番匠川水系
	「新 潟 県		3		
33	荒川水系	69	千代川水系	105	五ヶ瀬川 水 系
00	九川小泉	00	1 10 71 73 78	100	<u> </u>
34	阿賀野川 水 系	70	天神川水系	106	小丸川水系
35	信濃川水系	71	日野川水系	107	大淀川水系
36	関 川 水系	72	斐 伊 川 水 系	108	川内川水系



# 重要度に応じた河川の管理区分

一級河川 ※ 河川管理者は国土交通大臣

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

級水系

# 指定区間外(直轄管理区間)(

(国土交通大臣管理)

一級河川の中でも重要度の高い区間

指定区間(一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。) 国土交通大臣が指定

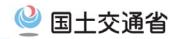
- 二級河川 ※河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長
- 一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

# 準用河川 (市町村長管理)

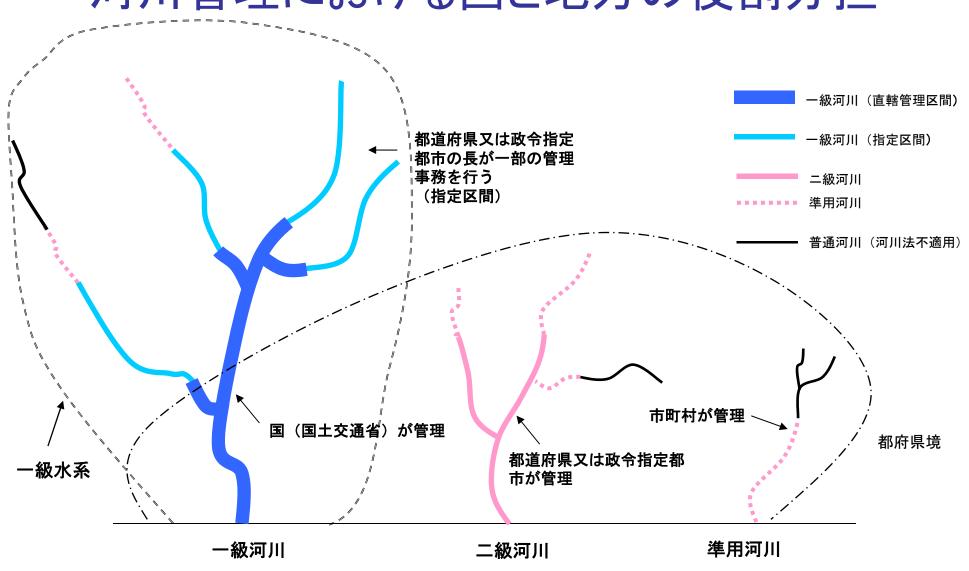
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

#### 普通河川 (市町村長管理)

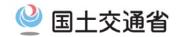
一級河川、二級河川又は準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。



# 河川管理における国と地方の役割分担



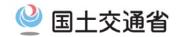
# (参考)道路法



#### ○道路法で定める道路

道路の種類		定義	道路管理者
高速自動車国道		全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路その他国の利害に特に重大な関係を有する 道路【高速自動車国道法第4条】	国土交通大臣
	直轄国道 (指定区間)	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、以下のいずれかに該当するもので政令で定めるもの(※2)【道路法第5条】 ①国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地(北海道の支庁所在地を含む。)その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市(以下「重要都市」という。)を連絡する道路 ②重要都市又は人口10万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路	
	補助国道 (指定区間外)	③2以上の市を連絡して高速自動車国道又は第1号に規定する国道に達する道路 ④港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若し	都府県(政令市)
都道府県道		地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路で知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したもの 【道路法第7条】	都道府県(政令市)
市町村道		市町村の区域内に存する道路で市町村長がその路線を認定したもの 【道路法第8条】	市町村

- (※1)国道の路線の指定は、国土交通大臣の諮問に応じ、社会資本整備審議会の審議を経て行われる。
- (※2)当該政令には、路線名、起点、終点、重要な経過地が明示される。



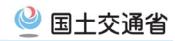
#### ○港湾法で定める港湾

港湾の種類	定義【法第2条第2項及び第9項】	港湾管理者【法第2条第1項】
国際戦略港湾	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの	
国際拠点港湾	国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの	•地方公共団体
重要港湾	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を 有する港湾として政令で定めるもの	(普通地方公共団体、一部事務組合、広域連合) - 港務局(※)
地方港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾	
避難港	暴風雨に際し小型船舶が避難のためてい泊することを主たる 目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられな い港湾で、政令で定めるもの	

港湾の政令指定の手続については、法令に規定無し。

- (※)関係地方公共団体は、単独又は共同して、定款を定め、港務局を設立出来る。【法第4条第1項】 関係地方公共団体とは、
  - ①当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体
  - ②従来当該港湾において港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体
  - ③予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体を指す。

# 参考(道路、港湾、河川の比較)



#### <道路の例>

<	港湾	の1	例>	>		
略	神東奈川	略	岩手	青森	北海道	都道府県
略	京浜	略				国際戦略港湾
略		略		青森、八戸、むつ小川原	室蘭、苫小牧	国際拠点港湾
略		略	中國	青森、八戸	紋別、網走、根室函館、小樽、釧路、留萌、稚内、十勝、石狩湾、	重要港湾
略		略	久慈	<b>尻屋岬、深浦</b>	天売松前、奥尻、えりも、椴法華、宗谷	避難港

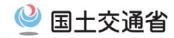
別表第一(第一条関係)港湾法施行令(昭和二十六年一月十九日政令第四号)

# 一般国道の路線を指定する政令(昭和四十年三月二十九日政令第五十八号)

\	退路の例 <i>&gt;</i>				
略	二 号	— 号	路線名		
略	大阪市	東京都中央区	起点		
略	北 九 州 市	大 阪 市	終点		
略	同県厚狭郡山陽町 下関市(福川) 防府市 山口市 同県吉敷郡小郡町 宇部市(吉見)下松市 徳山市(徳山) 新南陽市(福川) 防府市 山口市 同県吉敷郡小郡町 宇部市(吉見)下松市 徳山市(徳山) 新南陽市(福川市 大竹市 岩国市 山口県玖珂郡玖珂町 同郡周東町広島県安芸郡海田町 広島市 福山市 尾道市 三原市(時貞町) 竹原市(西野町) 東広島市窪郡早島町 倉敷市 笠岡市 福山市 尾道市 三原市(時貞町) 竹原市(西野町) 東広島市兵庫県揖保郡太子町 龍野市 相生市(池之内) 赤穂市(東有年) 備前市 岡山市 岡山県都兵庫県揖保郡太子町 龍野市 相生市(池之内) 赤穂市(東有年) 備前市 岡山市 岡山県都古川町寺家町 加古川町河原) 高砂市(阿弥陀町魚橋) 姫路市(瀬区) 明石市 加古川市(加尼崎市(杭瀬本町) 西宮市(池田町) 芦屋市(清水町) 神戸市(灘区) 明石市 加古川市(加尼崎市(杭瀬本町) 西宮市(池田町) 芦屋市(清水町)	守口市 守口市 京都市(下京区) 宇治市 京都府久世郡久御山町 八幡市 枚方市 交野市 寝屋川市 門真市京都市(下京区) 宇治市 京都府久世郡久御山町 八幡市 枚方市 交野市 寝屋川市 門真市京都市(下京区) 宇治市 京都府久世郡久御山町 八幡市 枚方市 交野市 寝田 為明市 名古井町 豊川市(白鳥町) 岡崎市 安城市(宇頭茶屋町) 知立市 刈谷市(今川町) 豊明市 名古井町 豊川市(白鳥町) 岡崎市 安城市(宇頭茶屋町) 知立市 刈谷市(今川町) 豊明市 名古井町 豊川市(白鳥町) 岡崎市 安城市(栄町) 藤枝市 島田市 静岡県榛原郡金谷町 掛川三島市 沼津市 富士市 清水市 静岡市(栄町) 藤枝市 島田市 静岡県榛原郡金谷町 掛川三島市 沼津市 富士市 清水市 静岡市(栄町) 藤枝市 島田市 静岡県榛原郡金谷町 掛川三島市 沼津市 富士市 清水市 静岡市(栄町) 藤枝市 島田市 静岡県屋柄下郡箱根町(下町屋) 平塚市(浅間町 袖ケ浜) 神奈川県中郡大磯町 小田原市 同県足柄下郡箱根町(下町屋) 平塚市(浅間町 袖ケ浜) 神奈川県中郡大磯町 小田原市 同県足柄下郡箱根町東京都千代田区(霞が関一丁目) 同都港区(高輪一丁目) 同都品川区(東五反田一丁目) 同東京都千代田区(霞が関一丁目) 同都港区(高輪一丁目) 同都品川区(東五反田一丁目) 同	重要な経由地		

#### <河川の例>

略	サロベツ川	ロクシナイ川	天塩川	名 称		
略	北海道天塩郡豊富町目梨別国有林百三十五林班イ小班地先	右岸 同町同字九百九十九番の二地先左岸 北海道天塩郡天塩町字ルーシュクナイ九百九十九番の三地先	右岸 同町国有林上川北部経営計画朝日事業区百三十七林班い小班地先左岸 北海道上川郡朝日町国有林上川北部経営計画朝日事業区四十九林班い小班地先	上流端	区	
略	サロベツ川への合流点	天塩川への合流点		下流端		



#### 一級河川指定されると・・・

流水の占用の許可(第23条)、土地の占用の許可(第24条)、土石等の採取の許可(第25条)、工作物の新築等の許可(第26条)、土地の掘削等の許可(第27条)、竹木の流送等の禁止、制限又は許可(第28条)等の河川の利用に係る許可・行為制限

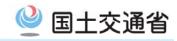
河川管理者の監督処分(第75条)等、河川管理者からの行政監督

第102条以下の罰則の適用対象

\*\*\*といった**法規制の対象**となる。

一方、一級河川指定されることで、各市町村の予算による改修、管理 だったものが、国・都道府県の費用負担による改修・管理の対象となる。

# 一級河川指定による効果



#### 一級河川に係る国の費用負担の原則

#### 直轄区間(河川法第60条第1項)

河川改修等

国庫負担率・・・2/3(一般工事)、7/10(大規模工事)

河川維持修繕等

国庫負担率・・・10/10

・・・等の国による費用負担 (残りは都道府県が負担)

#### 指定区間(知事一部管理)(河川法第60条第2項)

河川改修等

国庫負担率・・・1/2(河川改修工事)、

一定の大規模工事については、緊急性に応じ、

2/3又は5.5/10等

・・・等の国による費用負担

(残りは都道府県が負担)

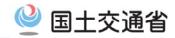
#### (参考)

< 準用河川に対して国費が支出されるケース>

社会資本整備総合交付金

総合流域防災事業による準用河川改修事業(国費率1/3)

一事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内で、過去3ヶ年に氾濫被害が3 回以上発生した区域に関するもの等の一定の要件に該当するものに対して交付。



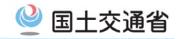
#### 河川法以外の効果

河川現況台帳(河川法第12条第2項)に記載されている一級河川(直轄区間を除く。)及び二級河川の河岸のうち当該地方団体の区域内に所在するものの延長が、普通交付税の算定に関する基準(基準財政需要額を算出する基準)となる。また、特別交付税において、準用河川の改修費も算定資料となる。

※普通交付税:交付税総額の96%、特別交付税:交付税総額の4%

<普通河川は対象外>

# 一級河川指定の流れ



- 一級河川指定の流れ
  - 都道府県からの要望聴取(地方整備局等)



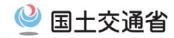
・本省による地方整備局等からのヒアリング



- ・各省協議・関係都道府県への意見照会、承認 (河川法第4条第3項)
  - ※関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、<u>当該都道府県</u> の議会の議決を経なければならない。(河川法第4条第4項)
- ・社会資本整備審議会への意見聴取 (河川法第4条第3項)

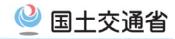


•官報告示(一級河川指定)



#### どのようなものを一級河川指定しているか

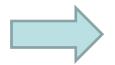
- 一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用の状況等から一級河川として他の区間と一体として管理する必要がある区間で次の① ~⑤のいずれかに該当するもの
- ①河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要があること
- ②当該水系の河川の流量、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、 取水等が行われること
- ③整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等があること
- ④河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及 び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間
- ⑤その他、既に指定済みの河川において流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情により河川の名称、上下流端の変更又は廃止等が生じるもの



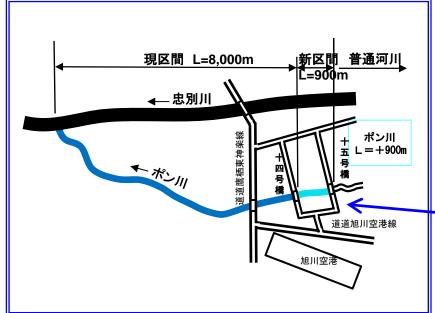
#### ①に該当するもの

河川法の適用対象として、護岸整備等を進める必要のある区間を河川指定。 (北海道ポン川の例)

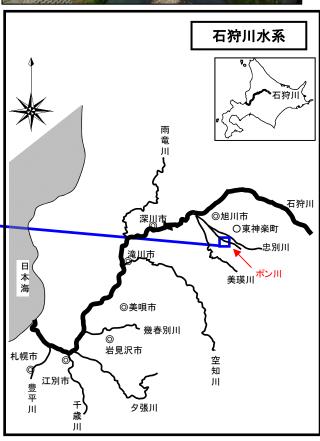


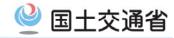






※広域河川改修事業を実施している下流域への氾濫被害防止のため、一体として実施する必要のある 区間を指定



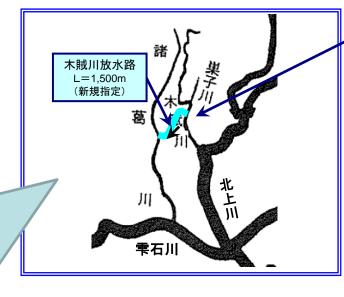


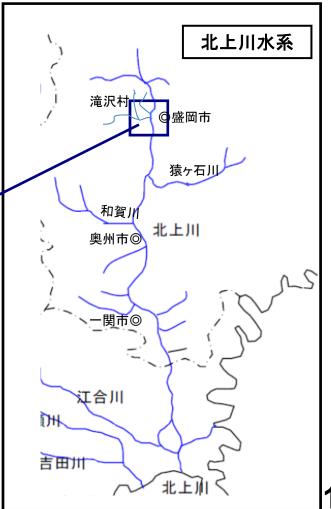
#### ④に該当するもの(河川管理施設)

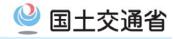
放水路完成により、新たな河道が整備されたものとして放水路の区間を河川指定。(岩手県木賊川放水路の例)







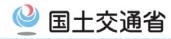




#### ④に該当するもの(ダムと一体として管理する区間)

ダムの建設に伴う影響域(湛水区間)を河川指定。(青森県津軽ダムの例。赤い線までを影響域として河川指定。)





#### ⑤に該当するもの(河川の流路の変更に伴う区間の変更)

新幹線整備事業による河川の付け替え工事等(旧川は廃川)に伴う上下流端の変更等を行ったもの(指定内容の変更)。 (佐賀県浦田川の例)

